

事 務 連 絡  
平成 1 6 年 2 月 2 日

社団法人 緑の安全推進協会会長 殿

消費・安全局農産安全管理課  
農 薬 対 策 室 長

### 農薬の現地混用について

農作物の病害虫を防除する際に、使用の段階でいくつかの農薬を混合して使用する、いわゆる現地混用が行われるケースが見受けられます。こうした現地混合は、散布労力の軽減等のメリットを有しているものの、混合剤として登録されている農薬の使用と異なるため、農薬使用時の安全確保等の徹底の観点からその留意点等について下記のとおり整理しましたので、御了知の上、関係者に対する周知をよろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 農薬使用者にあつては、必要に応じ現地混用を行う場合、以下の点に留意すること。
  - ① 農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを厳守すること。
  - ② 試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られた各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。なお、その際、生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を参考にすることも有効であると考えられるので、必要に応じてその利用を図ること。
  - ③ これまでに知見がない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること。
  - ④ 特に住宅地周辺等において農薬を使用する場合は、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づき農薬の飛散防止等に努めること。
- 2 都道府県や指導機関は、1に掲げた留意点を踏まえつつ、農薬使用者に対し、現地混用に関する情報等の提供や使用方法に係る指導に努めること。また、混合剤の開発・登録を推進するため、同時に施用する必要性が高い農薬の組合せに関する情報を、積極的に農薬製造者に伝達するよう努めること。
- 3 農薬製造者は、2による農薬使用者や指導機関からの情報等に基づき、混合剤の開発・登録を推進するよう努めること。一方で、病害虫の発生状況や労力削減等の観点から、使用の現場において現地混用が行われている状況を十分認識し、現地混用を行った際の安全性に関する知見の収集及び提供に努めること。